

## 浜松市認証保育所事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認可外保育施設における保育水準の向上、児童の処遇改善を目的とする浜松市認証保育所事業の実施にあたり、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規定する事業を目的とする施設で、法第35条第4項による認可を受けていないもののうち、主として特定の条件に該当する児童を対象としている施設を除き、この要綱及び認可外保育施設指導監督基準(「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇児発第177号)の別添)で定める要件を満たし、市長が認証した施設をいう。
- (2) 事業者 認証保育所を経営する者をいう。
- (3) 定員 市が認証した入所定員をいう。
- (4) 保育士 法第18条の4に規定するものをいう。
- (5) 看護師等 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師をいう。

### (認証保育所の区分及び要件)

第3条 認証保育所は、次に掲げる2種に区分する。

- (1) 認証保育所 類(以下「類」という。)
- (2) 認証保育所 類(以下「類」という。)

2 認証保育所は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 第4条から第11条までの基準等を満たす施設であること。
- (2) 入所にあたっては、利用者と事業者の間で直接契約を行うこと。
- (3) 0歳から就学前までの児童を対象に、類にあっては定員20人以上、類にあっては定員6人以上で原則11時間以上の開所をすること。
- (4) 類にあっては、給食を施設内の調理室を使用して調理すること。ただし、次のアからオまでに掲げる要件を満たす場合に限り、満3歳以上の児童に対する給食の提供について、施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

ア 児童に対する食事の提供の責任が当該施設にあり、その管理者が衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

イ 当該施設又は他の施設、保健所等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、必要な配慮が行われること。

ウ 受託業者については、当該施設における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 児童の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた給食の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、児童の給食の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育・発達の過程に応じた食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき給食を提供するよう努めること。

#### (保育料)

第4条 保育料は、事業者が設定するものとする。ただし、当該年度の4月1日の前日現在の年齢が3歳未満の場合は月額80,000円、3歳以上の場合は月額77,000円を超えない料金設定とすること。

#### (事業者の要件)

第5条 事業者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 本事業を誠実かつ円滑・健全に実行できる資質と意欲があること。
- (2) 認証保育所の年間事業費の1/4に相当する資金が確保されていること。
- (3) 本事業に関し不正又は、不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者でないこと。
- (4) 市税の滞納のないこと。
- (5) 本事業の実施にあたり監督官庁の承認が必要な法人にあつては、監督官庁の承認が受けられること。

#### (施設・設備の基準)

第6条 認証保育所の施設及び設備は、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、次の基準によること。

##### (1) 施設・設備

区分	類	類
乳児室、ほふく室	0歳及び1歳児1人につき 3.3㎡以上	0歳及び1歳児1人につき 1.65㎡以上
保育室	2歳以上児1人につき 1.98㎡以上	2歳以上児1人につき 1.65㎡以上

医務室	静養できる機能を有すること。 事務室との兼用可	同左
屋外遊戯場	2歳以上児1人につき 3.3㎡以上 ただし、施設付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	設置の義務なし
調理室	必置	必置
便所	幼児20人につき1以上	同左

(2) 保育室等を2階に設ける場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第32条第8号イ、ロ及びへの要件に適合すること。

(3) 保育室等を3階以上に設ける場合は、設備運営基準第32条第8号ロからチまでの要件に適合すること。

(4) 用具等

ア 乳児室、ほふく室及び保育室には、保育に必要な遊具、保育用品等を備えること。

イ 医務室には、必要な医薬品、その他の医療品を備えること。

（非常災害に対する措置）

第7条 事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（職員）

第8条 職員の配置基準等は、次のとおりとする。

(1) 保育に従事する者の数は、次に掲げる人数以上とすること。

乳児 乳児3人につき保育に従事する者1人

1、2歳児 幼児6人につき保育に従事する者1人

3歳児 幼児20人につき保育に従事する者1人

4歳以上児 幼児30人につき保育に従事する者1人

(2) 保育に従事する者は、類にあつては1/2以上、類にあつては1/3以上の保育士又は看護師等を配置すること。

(3) 保育に従事する職員は常勤職員を原則とするが、常勤職員に代えて常勤職員以外の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間数を常勤職員に換算した上で前2号に掲げる人数を確保すること。

(4) 専任の施設長を置くこと。ただし、定員20人未満の施設については、保育に従事

する者との兼務も可とする。

- (5) 嘱託医を置くこと。
- (6) 施設内の調理室を使用して給食を児童に提供する施設にあっては専任の調理員（調理業務の全部を委託する場合を除く。）を置くこと。
- (7) 調理員は、定員45人以下の施設については1人以上、定員46人以上150人以下の施設については2人以上、定員151人以上の施設については3人以上を配置すること。

（保育内容等）

第9条 保育内容等については、次に定めるもののほか、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて行うこととする。

(1) 保育内容

- ア 保育の内容は、健康状態の観察、個別検査、自由遊び及び午睡を含むこと。
- イ 健康状態の観察は、顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無等について毎日登所時に行うこと。
- ウ 個別検査は、清潔、外傷等の異常の有無について毎日退所時に行うこと。
- エ 保護者と綿密な連絡をとり、保育の方法等につき保護者の理解と協力を得るよう努めること。

(2) 保育計画

全体的な計画に基づいた長期的な指導計画（年・月）及び短期的な指導計画（週・日）を作成すること。

(3) 研修

事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

(4) 給食

- ア 献立はできる限り変化に富み、入所する児童の健全な発育に必要な栄養量を有するものであること。
- イ 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに入所する児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。
- ウ あらかじめ作成された献立に従うこと。

(5) 入所児童及び職員の健康診断

- ア 利用児童に対し、利用開始時の健康診断及び1年に2回の定期健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しなければならない。
- イ 職員の健康診断は、採用時及び1年に1回実施すること。
- ウ 調理・調乳に従事する者は、月1回以上の検便を実施すること。

(6) 衛生管理等

ア 児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

イ 当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること。

ウ 必要な医薬品、その他の医療品を備えること。

(情報の整備・公開)

第10条 事業者は次の事項を記載した書類を施設に備え、利用者の求めに応じ、情報を公開しなければならない。

- (1) 運営方針
- (2) 施設概要
- (3) 保育内容
- (4) 保育料その他の保護者負担経費
- (5) 定員、入所状況、職員配置及び開所時間
- (6) 全体的な計画、指導計画等
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、認証保育所認証書を見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用内容説明書の交付)

第11条 事業者は、利用者と入所契約を締結するにあたり、次の事項を記載した利用内容説明書を作成し、利用者に交付しなければならない。

- (1) 運営方針
- (2) 事業者、施設及び設備の概要
- (3) 給食、健診等を含む保育内容
- (4) 保育料、その他の保護者負担経費
- (5) 定員、入所状況、職員配置及び開所時間
- (6) 全体的な計画、指導計画等
- (7) 緊急時の対応及び非常災害時の対策

(変更の手続き)

第12条 事業者は、次の各号に定める内容を変更しようとするときは、あらかじめ当該各号に定める書類を認証保育所変更届(第1号様式)に添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の規模・構造及び使用区分(乳児室、ほふく室及び保育室の設置位置等)並びに屋外遊戯場
- ア 建物・土地の状況(第2号様式)

- イ 建物の変更前・変更後の配置図、平面図
- ウ 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）
- エ 施設調査票（第3号様式）

(2) 代表者又は施設長

- ア 代表者又は施設長を変更することを証する書面
- イ 代表者又は施設長の履歴書
- ウ 施設調査票（第3号様式）
- エ 職員の構成（第4号様式）

(3) 定員の減員

- ア 施設調査票（第3号様式）
- イ 職員の構成（第4号様式）

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた場合

- ア 変更内容を証する書面

2 事業者は、定員を増員しようとするときは、翌年度当初からとし、8月末（8月末が閉庁日の場合は翌開庁日）までに次に定める書類を認証保育所変更届（第1号様式）に添付し、市長に提出しなければならない。ただし、当該年度に定員を増員しようとするときは、市長と協議しなければならない。

- ア 施設調査票（第3号様式）
- イ 職員の構成（第4号様式）

3 市長は、前2項の届出があったときはこれを審査し、認証保育所変更届受理通知書（第6号様式）を事業主に通知するものとする。

（廃止・休止の手続き）

第13条 認証保育所を廃止し、又は休止しようとする事業者は、認証保育所廃止（休止）承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 廃止又は休止を決定した経過を証する書面
- (2) 入所児童の処置を証する書面
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 休止する場合の休止予定期間は、1年以内とする。

3 休止している認証保育所を再開する場合は、再開日の1月前までに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告があったときは、当該認証保育所に対し立入調査を実施するものとする。

（在籍児童及び職員配置等の報告）

第14条 事業者は、毎月初日現在における入所児童及び職員の状況等について、当該月

の末日（当該月の末日が閉庁日の場合は前閉庁日）までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 入所児童報告書
- (2) 入所児童名簿
- (3) 施設状況報告書
- (4) 児童が入所した場合は、当該児童に係る入所児童届出書及び保育に欠けることを証する書類
- (5) 前号で報告した児童が退所した場合は、当該児童に係る児童退所届出書

#### （立入調査）

第15条 市長は認証保育所に対し、年1回以上の立入調査を行うものとする。

2 事業者は、市長が実施する立入調査に応じるとともに、改善の指導が行われた場合は、速やかに改善しなければならない。

#### （認証の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証の取消しをすることができる。

- (1) 保育内容や設備等に重大な過失があったとき。
- (2) 第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (4) 市による改善指導に対し、速やかに改善がなされないとき。
- (5) 運営されていない実態があるにもかかわらず、第13条に定める申請がされていないとき。
- (6) その他、取り消すに足りる相当の理由があるとき。

#### （事故等の賠償責任）

第17条 この要綱に定める事業に関し、事業者の責に帰すべき事由により事故等が発生し、利用者等に身体上又は財産上の損害が生じた場合は、事業者が賠償の責を負うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



第1号様式

第 年 月 日  
号

(あて先) 浜 松 市 長

住所  
届出者  
氏名  
印

認証保育所変更届

下記のとおり変更するので、浜松市認証保育所事業実施要綱第12条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更する事項
- 3 変更する事項の変更前後の比較

変更前

変更後

- 4 変更年月日
- 5 変更理由

第2号様式

建物・土地の状況

1 建物

施設の名称 \_\_\_\_\_

区分	当初又は変更前			変更後			増減	
構造	造	階建の	階(保育使用部分)	造	階建の	階(保育使用部分)	/	
建築面積	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>				
延床面積	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
	(保育使用部分) m <sup>2</sup>			(保育使用部分) m <sup>2</sup>			(保育使用部分) m <sup>2</sup>	
所有区分	自己所有・借用(所有者 )			自己所有・借用(所有者 )			/	
内 訳								
乳児室・ほふく室	室	m <sup>2</sup>		室	m <sup>2</sup>		室	m <sup>2</sup>
保育室・遊戯室								
調理室								
医務室								
便所								
調乳室								
沐浴室								
事務室								
保育士室								
廊下・その他								
合計								

2 土地

	当初又は変更前	変更後	増減
総面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
所有者等	・自己所有 ・借用(所有者 ) ・その他( )	・自己所有 ・借用(所有者 ) ・その他( )	/

3 屋外遊戯場

	当初又は変更前	変更後	増減
総面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

代替場所	(                    m <sup>2</sup> )	(                    m <sup>2</sup> )	(                    m <sup>2</sup> )
------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

第3号様式

## 施設調査票

施設の名称 \_\_\_\_\_

### 1 代表者・施設長の選任状況

	代 表 者	施 設 長
専任・兼任	施設長との兼任 有・無	保育従事者との兼任 有・無
資 格	保育士・看護師・無	保育士・看護師・無

### 2 保育室等の状況

類	認 証 基 準	現 状
乳児室、ほふく室	3.3 m <sup>2</sup> × 0、1歳児 (        ) 人 =        m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	1.98 m <sup>2</sup> × 2歳以上児 (        ) 人 =        m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
屋外遊戯場	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳以上児 (        ) 人 =        m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

類	認 証 基 準	現 状
乳児室、ほふく室	1.65 m <sup>2</sup> × 0、1歳児 (        ) 人 =        m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
保育室	1.65 m <sup>2</sup> × 2歳以上児 (        ) 人 =        m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

### 3 職員配置の状況

		認 証 基 準	現 状
施設長		1	(        )
保 育 従 事 者	0歳児	【        】 / 3 = (        )	
	1歳児	【        】 / 6 = (        )	
	2歳児	【        】 / 6 = (        )	
	3歳児	【        】 / 20 = (        )	
	4歳児	【        】 / 30 = (        )	
	5歳以上児	【        】 / 30 = (        )	
	合 計	【        】 (        )	
調理員		(        )	(        )
その他職員			(        )
合 計		(        )	(        )
嘱託医		1	(        )

保育従事者の認証基準欄は、【        】内に現在の在籍児童数を記入すること。  
また、(        )欄には年齢別に小数点第1位まで計算し(第2位切捨)、合計を四捨五入すること。



第5号様式

第 号  
年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

住所  
申請者  
氏名 印

認証保育所廃止(休止)承認申請書

下記のとおり廃止(休止)したいので、浜松市認証保育所事業実施要綱第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 廃止(休止)する施設の名称
- 2 廃止(休止)の理由
- 3 入所児童の処置
- 4 廃止の場合にあっては、廃止年月日
- 5 休止の場合にあっては、休止予定期間

第6号様式

第 号  
年 月 日

様

浜松市長

認証保育所変更届受理通知書

認証保育所事業実施要綱第12条の規定に基づき届出のあったこのことについては、受理いたしましたので通知します。

記

1 施設名

2 変更事項

3 変更年月日